

『時事直言』 No.1756 2025年8月18日

[HP] <http://chokugen.com/>

[FAX] 03-3956-1313

[mail] info@chokugen.com

[X(旧 twitter)] [t_masuda2019/](https://twitter.com/t_masuda2019)

[Youtube] 増田俊男チャンネル/

[instagram] [t_masuda2019/](https://www.instagram.com/t_masuda2019/)



時事評論家 増田俊男

知らなくてはならない日本の戦後 80 年

日本が日本であることを証明するのが主権である。

第二次世界大戦で日本は無条件降伏(1945年8月15日)し、日本の主権はGHQ(連合軍最高司令官総司令部)に移行され、日本は本来の日本ではなくなった。

日本の主権は講和条約(1951年9月8日)により復帰、そして講和条約と同時に締結された日米安全保障条約により「日米安保は日本の安全の要」となって日本の安全はアメリカに委ねられたが、それと引き換えに日米安保で日本は米軍に「日本の行政管内の軍事行動の自由」を与えることになった。

「他国(アメリカ)が自国(日本)の領土内の軍事行動の自由を持つということは他国(アメリカ)が自国(日本)を軍事占領することを意味する」。

講和条約以降日本を占領してきた米軍の名前は占領軍から駐留軍に変わったが、日米安保により事実上占領軍のままである。

日本の敗戦と無条件降伏後日本の主権を持ち、日本の統治責任を委ねられたGHQのマッカーサー最高司令官がその職務を全うするために作った日本国憲法草案(1946年2月)は紆余曲折(日本側の松本案GHQ拒否など)の末10月7日国会承認、11月3日公布、1947年5月3日施行となり日本国憲法として今日に至っている。

マッカーサーは諸々の民主改革案の他に、将来にわたって(講和条約で主権が日本に戻った後も)アメリカが日本を継続して覇権下に置く為に必要な条項を憲法に織り込んだ。

それは「憲法第9条」と「最高法規第98条」である。

憲法第9条(戦争放棄)は、「日本は陸海空戦力これを持たず、交戦権これを認めず」により日本を「丸裸」にし、日本の命(安全)をアメリカに委ねざるを得なくする為の条項である。

憲法第98条(国際条約遵守)は、日本の国会決議も及ばない最高法規であり、これにより事実上米軍の対日軍事占領を保障している日米安保(国際条約)を日本が国民の意志(国会決議)で廃止出来なくしている。

最高法規第98条はアメリカの対日軍事覇権を保障する日米安保を永久化する条項である。

戦後日本の安全は、日本が米軍の占領下にあるが故に守られてきたという現実がある。

日本の自衛隊の前身は「警察予備隊」であった。

米占領軍が駐留軍に名を変えても占領軍であるように、専守防衛が指針の憲法下では、たとえ警察予備隊から自衛隊に名前が変わっても本質は警察であり、自衛隊は軍隊(戦力)ではなく自主防衛能力はない。

権利には義務があり、主権には責任がある。

主権無き日本には自国安全保障の責任はない。

戦後80年何故日本はアメリカに追従し続けてきたのか、そして何故日本には自主防衛、自主外交の主権がないのか？

小冊子 Vol.151 を熟読して下さればすべてが手に取るようになります。

「時事直言」の文章及び文中記事の引用をご希望の方は、
事前にマスダ U.S.リサーチジャパン株式会社 (FAX: 03-3956-1313) までお知らせ下さい。